

入札参加資格審査申請について

第 1 入札参加資格制度の改正について

(入札参加資格申請方法等の説明は「第 3 申請方法等について」を参照ください)

(1) 市町村との共同受付を開始

高知県を含む、県内全市町村（高知市上下水道局を含む。）の申請を、**高知県が一括して審査**します。

高知県が審査したものを、申請先の市町村に共有します。

(2) 入札参加資格の有効期間延長

これまで1年間であった資格有効期間を**2年間**に変更。

なお、中間年の申請（※）における資格有効期間は**1年間**となります。

※ 中間年の申請は、新規申請や業種追加の申請をいいます。

(3) 申請方法・申請期間の変更

「高知県入札参加資格共同電子申請システム」を使用して、申請してください。

リンクはこちら <https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/>

10月1日時点の許可情報をシステムに取り込むため、**申請は10月6日から**となります。

申請期日は、申請日の属する年度の**11月30日まで（システムは22時まで稼働）**となります。

なお、補正期間は同年度の12月31日までとします。

(4) 経営事項審査を受けていなければならない事業年度終了時期の変更

これまで事業年度終了時期が8月までの事業者には直近の経営事項審査の受審を求めていましたが、**事業年度終了時期が7月までの事業者に受審を求める**ように変更します。

(5) 審査基準日（地域点数の算定評価対象期間）の統一

中間年の申請時も、審査基準日については、**通常の申請時の審査基準日（中間年の場合、申請日の属する年度の前年度の10月1日）と統一**し、地域点数の算定評価対象期間を統一。

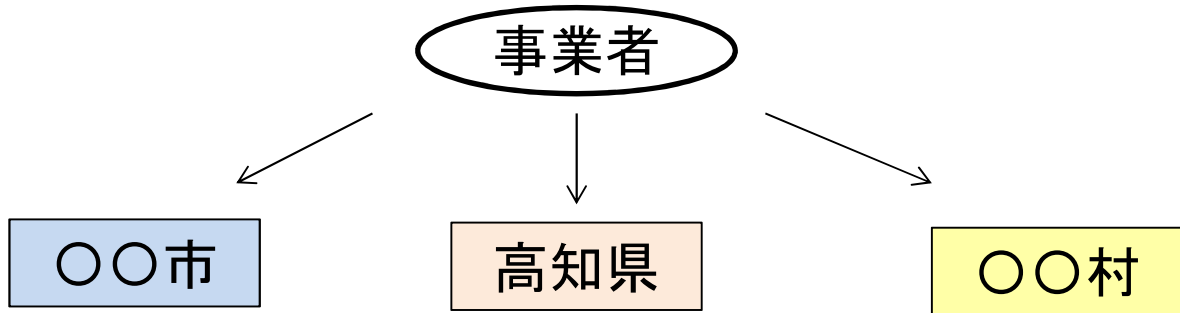
なお、中間年の申請の場合、経営事項審査の結果については直近の結果を使用します。

入札参加資格制度変更（R5.10.1～）

1 市町村との共同受付

現在

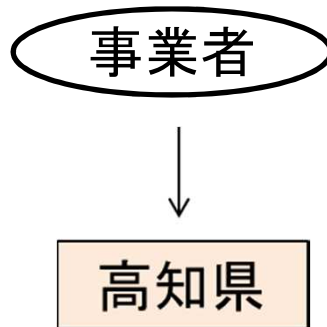
事業者が県内の各自治体にそれぞれ申請



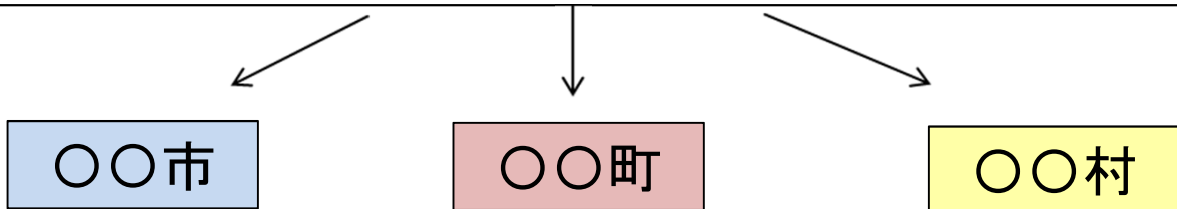
申請する自治体毎に申請書を作成し、申請・審査を行っていた。

変更後

県内全市町村（高知市水道局を含む）の審査を県が一本化



事業者は申請期間内に申請を行い、県が審査を行う。
※ 市町村のみに資格申請する場合も、県が審査を行います。



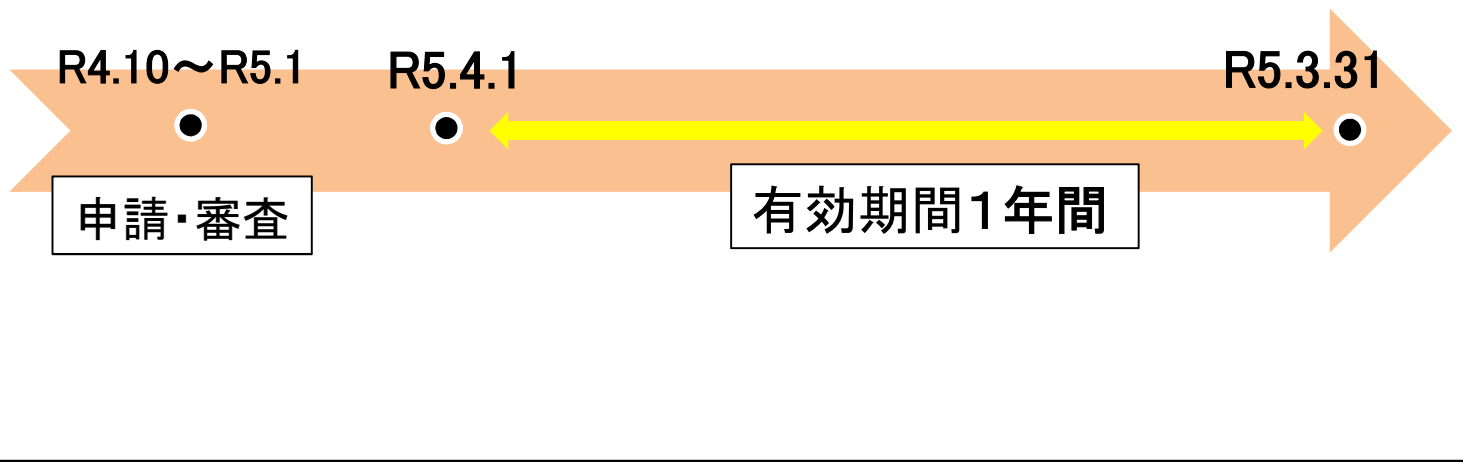
※ 市町村毎に別途書類の提出を求められる場合がありますので、詳しくは、資格申請する市町村にお問い合わせください。

入札参加資格制度変更（R5.10.1～）

2 有効期間の延長

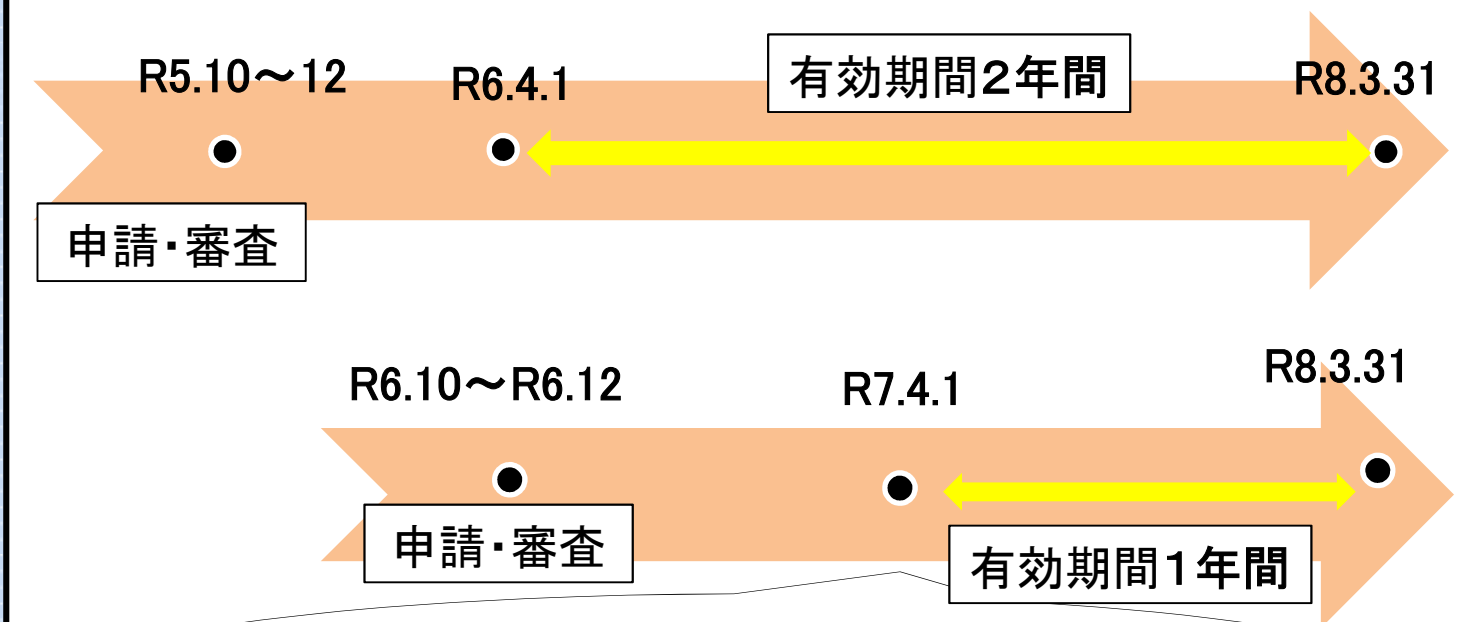
現在

申請する日の属する年度の翌年度（1年間）



変更後

申請する日の属する年度の翌年度及び翌々年度（2年間）



中間年に新規申請や業種追加を申請する場合の有効期間は1年間となります。

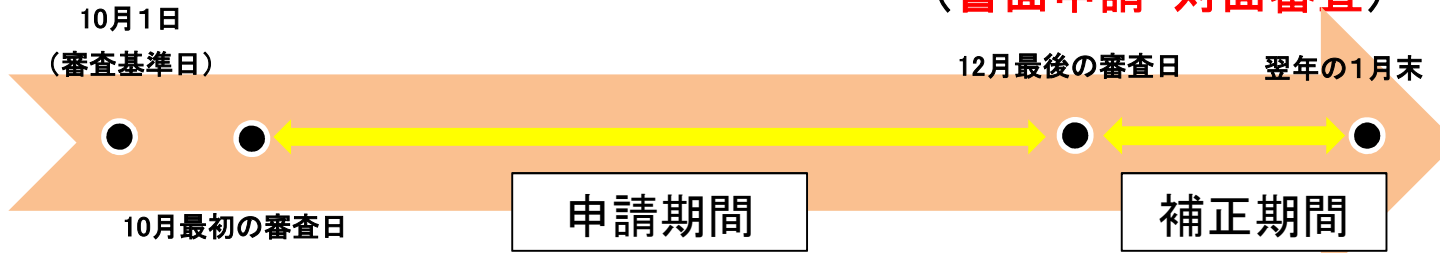
入札参加資格制度変更（R5.10.1～）

3 申請期間の短縮・申請方法の変更

現在

申請する日の属する年の10月から翌年の1月まで

(書面申請・対面審査)



事業者は10月から12月の間に、申請書類(紙)を作成し、各会場で審査(対面)を受けていた。

変更後

申請する日の属する年の10月から11月まで(電子申請・電子審査)



10月1日時点の許可情報をシステムに取り込むため、申請(システムへの入力開始)は10月6日から。

事業者は高知県入札参加資格共同電子申請システムにより10月6日から11月30日までの間にオンラインで申請を行う。

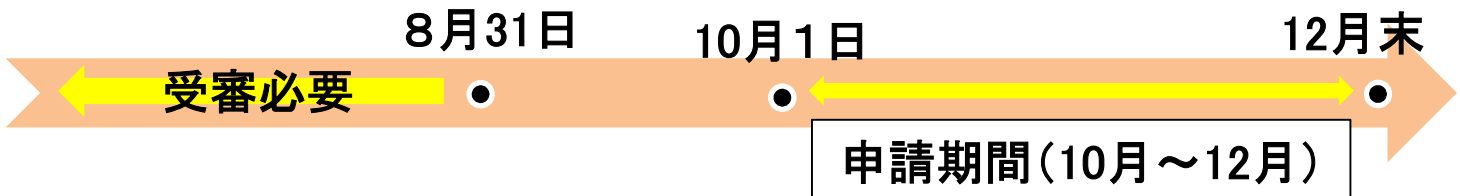
※ 申請時間は8:00から22:00までとなります。

入札参加資格制度変更（R5.10.1～）

4 経営事項審査を受けていなければならない事業年度時期の変更

現在

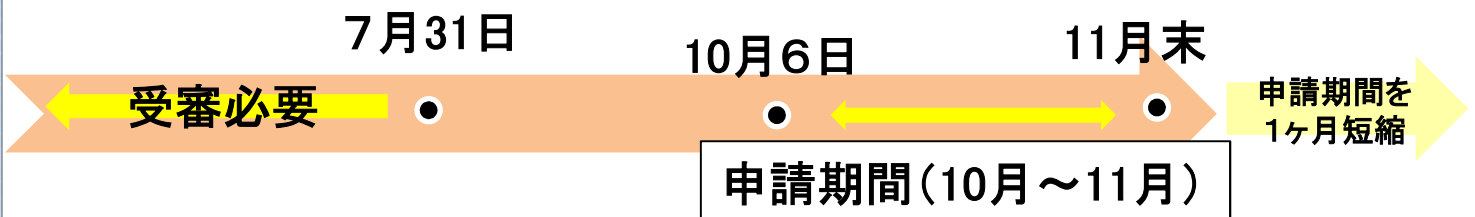
申請日直前の**8月末まで**に終了した事業年度に係る経営事項審査を受審していなければならない



決算期が**8月以前**の事業者は、その決算期の経営事項審査を受けている必要あり。

変更後

申請日直前の**7月末まで**に終了した事業年度に係る経営事項審査を受審していなければならない



申請期間が1ヶ月短縮されることに伴い、受審を求める決算時期も1ヶ月前倒しにします。

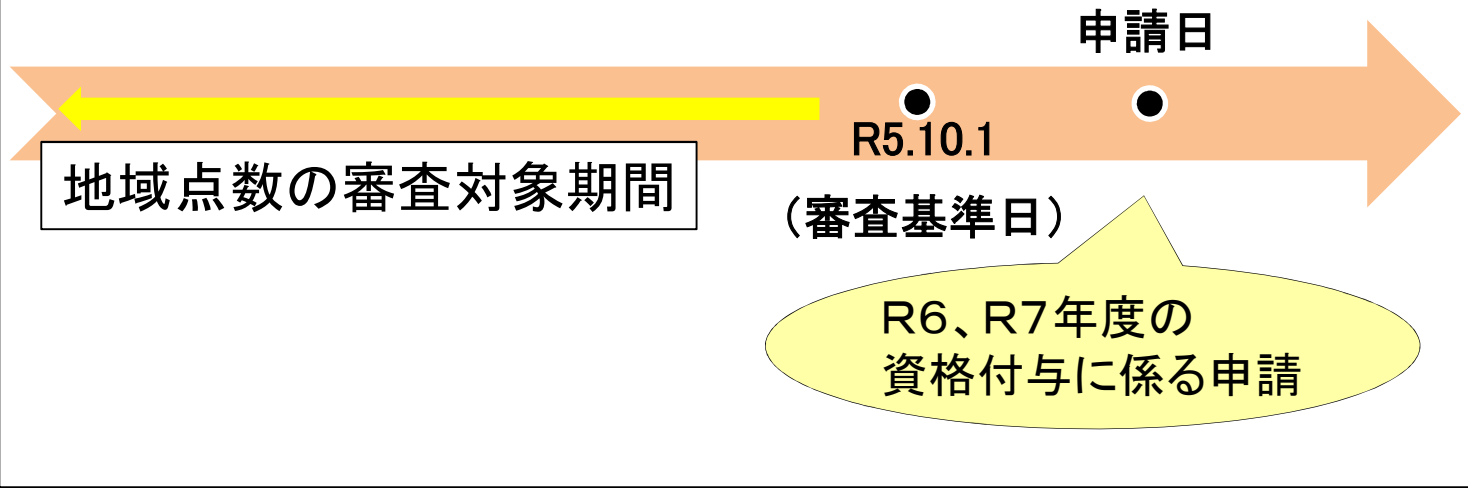
決算期が**7月以前**の事業者は、その決算期の経営事項審査を受けている必要あり。

入札参加資格制度変更（R5.10.1～）

5 本申請と中間年申請における審査基準日の統一

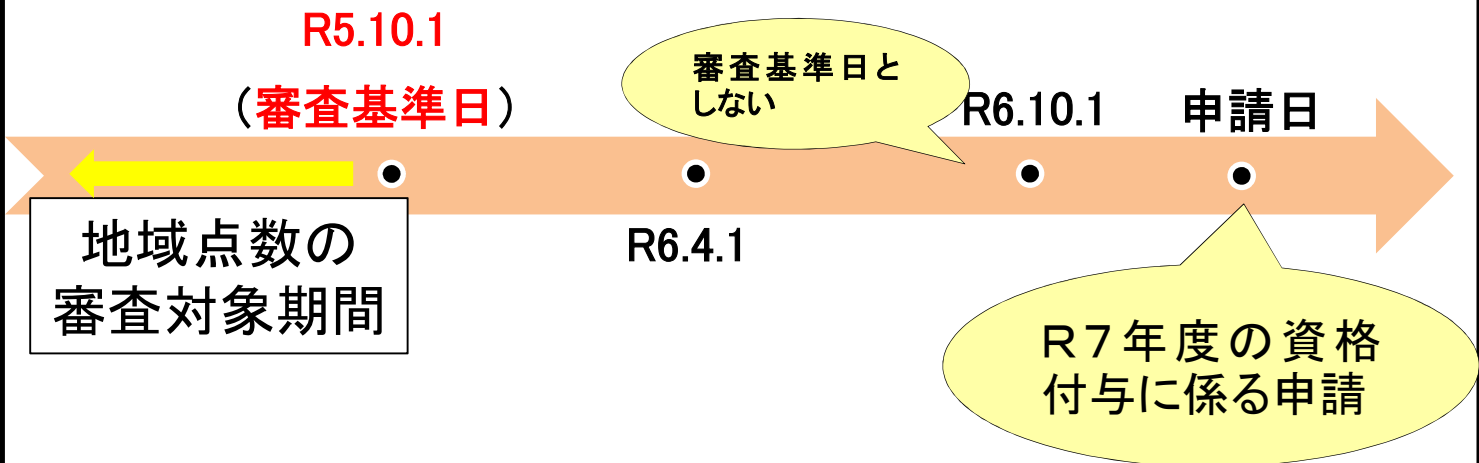
本申請

申請日の属する年度の10月1日を審査基準日とする



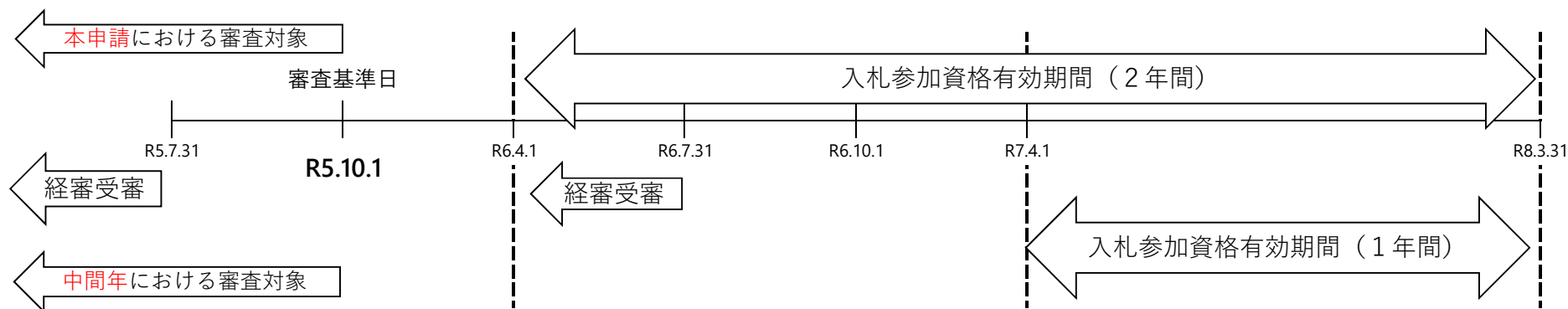
中間年の申請

申請日の属する年度の前年度の10月1日を審査基準日とする



本申請と中間年の申請とで、地域点数の審査対象期間を統一するため、審査基準日は本申請年度の10月1日。

※ 中間年の申請の場合、経営事項審査は直近の結果を使用します。



◎地域点数の算定期間を定める審査基準日（本申請・中間年で審査対象期間を統一）

本申請の場合：申請日の属する年度の10月1日

中間年の場合：申請日の属する年度の前年度の10月1日

◎経審を受けていなければならない事業年度終了時期（新規・業種追加を考慮し、中間年は直近の経審結果）

本申請の場合：申請日の属する年度の7月31日までに終了した事業年度

中間年の場合：申請日の属する年度の7月31日までに終了した事業年度

第 2 地域点数算定方法等要領の改正について

令和5年度資格審査（令和6、7年度資格付与）から、地域点数の審査項目等を改正します。

(1) 継続項目に係る改正

優良工事表彰

評価対象期間を2年間に（従来は、1年間）

公共工事元請完成工事高

評価対象期間を2年間に（従来は、1年間）

指名停止

評価対象期間を2年間に（従来は、1年間）

高知県見守り雇用主認証企業

点数を20点に（従来は、10点）

協力雇用主制度の登録及び雇用実績

点数を20点に（従来は、10点）

県産品の使用

評価対象期間を2年間に（従来は、1年間） 、 該当年度ごとの上限を設定（年度あたり、10点）

地域ボランティア

評価対象期間を2年間に（従来は、1年間） 、 該当年度ごとの上限を設定（年度あたり、10点）

ロードボランティア1回あたりの点数を1点に（従来は、2点）

ビーチボランティア1回あたりの点数を2点に（従来は、4点）

(2) 新規の審査項目

建設キャリアアップシステム（CCUS）導入

令和5年度に実施する資格審査では、入札参加資格審査基準日で、建設キャリアアップシステムの事業者登録を完了している場合を評価します。令和8年度以降の審査では、建設工事に従事する者の就業履歴を建設キャリアアップシステム上に蓄積するために必要な措置を実施した工事の件数を評価します。

えるぼし認定

入札参加資格審査基準日で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「えるぼし認定（第1段階）」、「えるぼし認定（第2段階）」、「えるぼし認定（第3段階）」若しくは「プラチナえるぼし認定」を取得しており、厚生労働省により認定企業として認められている場合を評価します。

ユースエール認定

入札参加資格審査基準日で、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく「ユースエール認定」を取得しており、厚生労働省により認定企業として認められている場合を評価します。

事業者向けコンプライアンス研修及び働き方改革支援研修

土木政策課が実施する「事業者向けコンプライアンス研修及び働き方改革支援研修」を受講している場合を評価します。

※ 「受講」とは、研修動画を視聴し、アンケートに回答した状態のことをいいます。

※ 令和5年度に行う資格審査においては、同年度に実施する研修を受講している場合を評価します。

年間維持委託業務

県が発注する年間維持委託業務（受託金額500万円以上）の履行件数を評価します。

リバーボランティア

高知県リバーボランティア支援事業に参加した場合は、活動件数を評価します。

こうちSDGs推進企業としての登録

入札参加資格審査基準日で、こうちSDGs推進企業登録制度実施要綱に基づくこうちSDGs推進企業に登録されている場合を評価します。

BCP審査会による認定

入札参加資格審査基準日で、高知県建設業BCP審査会又は四国建設業BCP等審査会により「災害時の基礎的な事業継続力を備えていると認定された建設会社」として認定された場合を評価します。

県内における建設業の担い手確保に貢献する取組の実施

高知県内で実施した出前授業、現場見学会、インターンシップ事業等の建設業における担い手確保に貢献する取組を実施した場合を評価します。

※ 令和5年度に行う資格審査においては、令和4年4月1日から令和5年9月30日までの間に取組を実施した場合を評価します。

(3) 廃止される項目

- ・ 技術研修の実施
- ・ 特許権、実用新案権の取得
- ・ ISOのマネジメントシステム審査登録等
- ・ 不当要求防止責任者講習
- ・ 従事職員数

【地域点数審査項目について】

地域点数審査項目のうち、「書類提出を要するもの」

審査項目	システムに添付する書類
障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常用雇用労働者数 43.5 人以上： <u>障害者雇用状況報告書</u> ・ 常用雇用労働者数 43.5 人未満： <u>障害者を雇用している旨の誓約書</u>
災害復旧貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急工事発注依頼書又は緊急委託業務発注依頼書</u>
消防団協力事業所表示制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消防団協力事業所表示証明書</u>
地域ボランティア (リバーボランティア)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高知県リバーボランティア支援事業への参加実績に係る誓約書</u>
担い手確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>建設業の担い手確保に貢献する取組を実施した旨の誓約書</u>
<p>上記、書類の提出を要する項目は、いずれも土木一式工事を申請する場合は対象となります。</p>	

地域点数審査項目のうち、「システムへの必要事項入力を要するもの（書類提出不要）」

審査項目	入力する内容
県産品の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>該当工事番号を入力</u>
<p>「県産品の使用」は、土木一式工事を申請する場合は対象となります。。</p>	

地域点数審査項目のうち、「自動加点されるもの」

審査項目	システムに添付する書類
工事成績評定	・ 県が保有している情報で加点します (令和3年度及び令和4年度の評定点)
優良工事表彰	・ 県が保有している情報で加点します (令和4年度及び令和5年度の表彰状況)
監理技術者数	・ 10月1日時点の登録者数を建設業技術センターより取得
安全対策	・ 10月1日時点の加入状況を建設業労働災害防止協会より取得
建設キャリアアップシステム(CCUS)導入	・ 10月1日時点の登録状況を(一財)建設業振興基金より取得
公共工事元請完成工事高	・ 県が保有している情報で加点します
工事施工能力評定	・ 県が保有している情報で加点します
指名停止	・ 県が保有している情報で加点します (令和3年10月1日から令和5年9月30日までの指名停止措置状況)
次世代育成支援企業認証等、高知県見守り雇用主認証企業取得並びに協力雇用主としての登録及び雇用実績	・ 10月1日時点の認証状況等を各認定団体等より取得
コンプライアンス研修	・ 県が保有している情報で加点します
GPS 携帯による災害情報共有システムの協力企業	・ 10月1日時点の登録状況を(一社)高知県建設業協会より取得
年間維持委託業務	・ 県が保有している情報で加点します
地域ボランティア (ロードボランティア、 ビーチボランティア)	・ 県が保有している情報で加点します (令和3年度及び令和4年度の活動実績)
SDGs推進	・ 10月1日時点で県が保有している情報で加点します
BCP認定	・ 10月1日時点で県が保有している情報で加点します

令和5年8月4日
高知県庁土木政策課

地域点数における障害者雇用の加点について

地域点数における障害者雇用の加点については、これまで障害者手帳(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に定める障害者(以下、「障害者」という)であることの確認)と賃金台帳等(在籍の確認)を、職員が審査会場で確認し、要件を満たしている場合に、地域点数に加点しておりました。

このことについて、令和5年10月から入札参加資格申請を電子化することから、個人情報記載された資料の添付を避けるため、上記の書類による確認をやめ、企業規模にかかわらず、一律、労働局が受付をした障害者雇用状況報告書にて確認する方向で検討しておりました。

しかし、労働局と話し合いを進めたところ、報告義務のない事業者(常用雇用労働者数43.5人未満)について、受付をすることは出来ないとの回答があったため、当初予定していた方法で確認することが出来なくなりました。

つきましては、下記のとおり、障害者雇用の確認書類についてまとめましたので、該当する事業者におかれましては、申請に向けて該当書類を準備していただければと思います。

- ・ 常用雇用労働者数43.5人未満の事業者 → 障害者を雇用している旨を誓約(別紙参照)
- ・ 常用雇用労働者数43.5人以上の事業者 → 労働局が受付した障害者雇用状況報告書

なお、必要に応じて、障害者手帳等の必要書類の提出等を依頼することがありますので、これに応じることについても誓約していただきます。

※ 労働局への報告義務がある事業者(常用雇用労働者数43.5人以上)については、誓約書で
の加点は認めませんので、労働局が受付した障害者雇用状況報告書を提出してください。

許可番号	高知県知事許可(ー)第	号
------	---------------	---

令和 年 月 日

申請先自治体の長 殿

住所

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

障害者を雇用している旨の誓約書

私(当社)は、障害者の雇用義務のない建設事業者(常用雇用労働者数 43.5 人未満)ですが、入札参加資格審査基準日時点で障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に定める障害者(以下、「障害者」という)を下記のとおり、雇用していることを誓約します。

また、申請先の自治体から依頼があったときには、障害者手帳等の必要書類の提出等に応じることも、併せて誓約します。

審査基準日時点の常用雇用労働者の数

_____人

審査基準日時点で雇用している障害者の数

_____人

高知県リバーボランティア支援事業への参加実績に係る誓約書

令和3年度から令和4年度において、以下の実績のとおり、高知県リバーボランティア支援事業に参加したことを誓約します。

申請先自治体の長 殿

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

1. 参加年月日	
令和3年度	令和4年度

2. 参加回数	
令和3年度 参加回数	回
令和4年度 参加回数	回

(記載要領)

- 1 「1. 参加年月日」には、高知県リバーボランティア支援事業に参加した年月日を年度毎に記入すること。
- 2 「2. 参加回数」には、高知県リバーボランティア支援事業に参加した回数を年度毎に記入すること。
- 3 「1. 参加年月日」に記入した日数と「2. 参加回数」は年度毎に一致すること。

建設業の担い手確保に貢献する取組を実施した旨の誓約書

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間に、以下のとおり、高知県内で出前授業・現場見学会・インターンシップ事業等の、建設業の担い手確保に貢献する取組を実施したことを誓約します。

また、以下の取組については、県が実施する建設業活性化事業において、担い手確保に係る取組事例として利用（県庁外部への紹介を含む。）されることに同意します。

申請先自治体の長 殿

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

年月日	取組内容	取組内容の詳細

記載要領

- 1 「期間」には、入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度の4月1日から前年度の3月31日を記入すること。
- 2 「年月日」には、担い手確保に貢献する取組を実施した年月日を記入すること。数日間にわたって実施した場合には、その期間を記入すること。
- 3 「取組内容」には、担い手確保に貢献するために実施した取組の種類を記入すること。
- 4 「取組内容の詳細」には、取組内容が具体的に分かる事項を記入すること。

建設業の担い手確保に貢献する取組を実施した旨の誓約書

令和(n-2)年4月1日から令和n年3月31日までの期間に、以下のとおり、高知県内で出前授業・現場見学会・インターンシップ事業等の、建設業の担い手確保に貢献する取組を実施したことを誓約します。

また、以下の取組については、県が実施する建設業活性化事業において、担い手確保に係る取組事例として利用（県庁外部への紹介を含む。）されることに同意します。

審査基準日の属する年度（n年度）の

前々年度（(n-2)年度）

前年度（(n-1)年度）

令和n年10月15日

両年度の実績が加点要件となります。

※ 一方の年度しか実績がない場合には加点されません。

年月日	取組内容	取組内容の詳細
(n-2)年12月10日	職場体験	〇〇中学校生徒参加
(n-1)年6月11日	現場見学会	工事名（工事番号でも可）
(n-1)年12月12日～12月14日	インターンシップ	〇〇高等学校にて実施

令和5年度に実施する資格審査については、
令和4年4月1日から令和5年9月30日までの間に実績があれば加
点対象とします。

記載要領

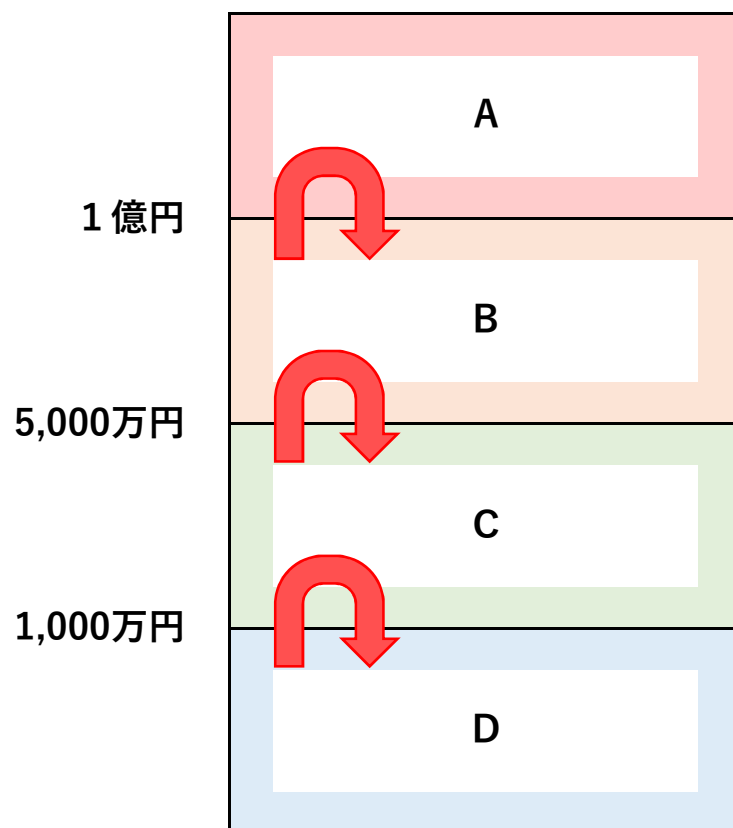
- 1 「期間」には、入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度の4月1日から前年度の3月31日を記入すること。
- 2 「年月日」には、担い手確保に貢献する取組を実施した年月日を記入すること。数日間にわたって実施した場合には、その期間を記入すること。
- 3 「取組内容」には、担い手確保に貢献するために実施した取組の種類を記入すること。
- 4 「取組内容の詳細」には、取組内容が具体的に分かる事項を記入すること。

残留措置の適用について



地域の社会資本整備・管理の担い手確保等の観点から、上位等級に昇級する企業については、従前（R4）の等級に留まることを認める。

土木一式



※ 下位等級へ降級する場合には、残留措置は適用されません。

※ 国土交通省直轄工事とは異なり、適用される業種は「土木一式工事」のみとなります。

第3 申請手続について

1 申請手数料

無料

2 申請期間

令和5年10月6日から同年11月30日まで

3 資格の有効期間

2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

4 審査基準日

令和5年10月1日（経営事項審査の審査基準日とは異なります。）

5 要件

- ① 審査基準日までに申請業種の建設業許可を受けていること。
- ② 申請業種について、審査基準日の直近の7月末までに到来した決算の経営事項審査を受けていること。
- ③ 審査基準日の前日（令和5年9月30日）までに納期限が到来した税金に滞納がないこと。
- ④ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）ができること。
- ⑤ その他、要綱の第3条第7項第5号から第9号までに掲げる欠格要件のいずれかに該当しないこと。

6 その他

- ① 経営事項審査の有効期間が満了すると、入札に参加できなくなるので十分注意して下さい。
- ② 測量、設計等のコンサルタント業務の受付は令和5年12月に行います。
- ③ 入札参加資格申請書に記入された「Eメールアドレス」については、建設業の支援等を行うための事業に関して情報提供を行う際に活用する場合がありますので、ご了承ください。（例：各種研修会の案内、制度改正の通知及び県が行う事業で建設業者への支援等に資する情報の提供）

第4 申請方法等について

1 申請方法

高知県入札参加資格共同電子申請システムを使用して行います。

<https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/>

申請にあたってはIDとPWが必要となります。なお、**審査基準日を令和3年9月以降とする経営事項審査を受審している県内建設事業者**については、IDとPWを事前に送付します。

上記以外の県内建設事業者については、**高知県電子申請サービスより事前に申請のうえ、IDとPWを取得してください。**

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7596

2 添付書類について

従前は会場に申請書類を持参いただいておりましたが、電子申請の開始に伴い、基本情報入力画面や地域点数等申請画面にて添付を要するもの等については、**該当する書類を添付していただき、入力が必要な項目については、システム上に必要事項を入力していただきます。**

(次のページからは、実際の申請の際に必要な書類等について説明しておりますので、申請の際に、活用してください)

3 申請項目の説明（申請の際の参考にしてください）

（1）基本情報入力画面

- ・ 項番 1 から 12 のうち、「2：審査基準決算」、「9：代表者役職名」を除く部分については自動入力となり、入力不要です。
- ・ 項番 13 以降については下記の要領で入力し、必要書類を添付してください。

高知県入札参加資格共同電子申請システム 株式会社県庁設備 様

ホーム 新規・継続申請 資格決定通知 変更申請 資料送付 パスワード変更 ログアウト

入札参加資格審査申請（県内建設）

基本情報 申請先 出資会社 地域点数 従事職員 特定工程 住民税 役員等 申請する

基本情報入力

1 許可番号	39 - 999999	2 審査基準決算 必須	yyyy/mm/dd	3 申請区分	継続
4 法人/個人区分	法人	5 法人番号	5678939999999	6 資本金（千円）	5,000
7 商号名称（フリガナ）	ケンチョウセツビ				
商号名称	株式会社県庁設備				
8 代表者名（フリガナ）	ケンチョウ	イチロウ			
代表者名	県庁	一部	9 代表者役職名	代表取締役	
10 所在地	高知市丸の内1-2-20				
11 郵便番号	780-8570	12 電話番号	088-823-9815		
13 課税免税届 必須	課税	14 FAX番号 必須	999-999-9999		
15 入札用メールアドレス 必須	somu@kentyo_setubi.co.jp				
16 申請用メールアドレス 必須	eigy@kentyo_setubi.co.jp				
17-1 納税証明書（国税） 必須	ファイルの選択	ファイルが選択されていません			取消
17-2 納税証明書（都道府県税） 必須	ファイルの選択	ファイルが選択されていません			取消
17-3 納税証明書（市町村（区）税） 必須	ファイルの選択	ファイルが選択されていません			取消
18 コンプライアンス関連書類 必須	ファイルの選択	ファイルが選択されていません			取消
19 代理申請 必須	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり				
20 委任状 必須	ファイルの選択	ファイルが選択されていません			取消
21 代理人名 必須	代理	花子			
22 代理人メールアドレス 必須	dairi@gyoseishoshi.co.jp				

一時保存 次へ進む >

Copyright © 2023 Kochi Prefecture. All Rights reserved.

項番1：許可番号

項番2：審査基準決算

→ 令和5年10月1日以前の直近の7月末までに終了した事業年度終了日を入力してください。

項番3：申請区分

項番4：法人/個人区分

項番5：法人番号

項番6：資本金（千円）

項番7：商号名称

項番8：代表者名

項番9：代表者役職名

項番10：所在地

項番11：郵便番号

項番12：電話番号

項番13：課税免税届

項番14：FAX番号

項番15：入札用メールアドレス

→ 指名通知が届くメールアドレスになります。

項番16：申請用メールアドレス

項番17-1：納税証明書（国税） **添付**

→高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱（以下、審査要綱）第3条第7項第3号に定める要件を満たしている必要があります。

項番17-2：納税証明書（都道府県税） **添付**

→審査要綱第3条第7項第3号に定める要件を満たしている必要があります。

項番17-3：納税証明書（市町村税） **添付**

→審査要綱第3条第7項第3号に定める要件を満たしている必要があります。

項番18：コンプライアンス関連書類 **添付**

項番19：代理申請 **入力** **添付**

行政書士による代理申請の場合には必要事項を入力の上、委任状（任意様式）を添付してください。

(2) 申請・委任先選択画面

- ・高知県を含む、県内全市町村（高知市上下水道局を含む。）を申請先として申請することができます。
- ・各自治体毎への申請について、営業所等への委任をするか否かを選択することができます。

高知県入札参加資格共同電子申請システム 株式会社県庁設備 様

ホーム 新規・継続申請 資格決定通知 変更申請 資料送付 パスワード変更 ログアウト

入札参加資格審査申請（県内建設）

基本情報申請先出資会社地域点数従事職員特定工種住民税役員等申請する

申請・委任先選択

高知県 委任なし 全委任 一部委任

<input type="checkbox"/> 高知市	<input type="checkbox"/> 室戸市
<input type="checkbox"/> 安芸市	<input type="checkbox"/> 南国市
<input type="checkbox"/> 土佐市	<input type="checkbox"/> 須崎市
<input type="checkbox"/> 宿毛市	<input type="checkbox"/> 土佐清水市
<input type="checkbox"/> 四万十市	<input type="checkbox"/> 香南市
<input type="checkbox"/> 香美市	<input type="checkbox"/> 東洋町
<input type="checkbox"/> 奈半利町	<input checked="" type="checkbox"/> 田野町 <input type="checkbox"/> 委任なし <input type="checkbox"/> 全委任 <input type="checkbox"/> 一部委任
<input checked="" type="checkbox"/> 安田町 <input type="checkbox"/> 委任なし <input type="checkbox"/> 全委任 <input type="checkbox"/> 一部委任	<input type="checkbox"/> 北川村
<input type="checkbox"/> 馬路村	<input type="checkbox"/> 芸西村
<input type="checkbox"/> 本山町	<input type="checkbox"/> 大豊町
<input type="checkbox"/> 土佐町	<input type="checkbox"/> 大川村
<input type="checkbox"/> いの町	<input type="checkbox"/> 仁淀川町
<input type="checkbox"/> 中土佐町	<input type="checkbox"/> 佐川町
<input type="checkbox"/> 越知町	<input type="checkbox"/> 梶原町
<input type="checkbox"/> 日高町	<input type="checkbox"/> 津野町
<input type="checkbox"/> 四万十町	<input type="checkbox"/> 大月町
<input type="checkbox"/> 三原村	<input type="checkbox"/> 黒潮町

前へ戻る次へ進む

Copyright © 2023 Kochi Prefecture. All Rights reserved.



入札参加資格審査申請（県内建設）

[基本情報](#)
[申請先](#)
[出資会社](#)
[地域点数](#)
[従事職員](#)
[特定工種](#)
[住民税](#)
[役員等](#)
[申請する](#)

営業所・申請業種選択

23 高知県 一部委任

[営業所追加](#)

34 主たる営業所申請業種（本社）

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	過	園	井	具	水	消	清	解	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

24 委任状 **必須** ファイルの選択 ファイルが選択されていません[取消](#)[営業所変更](#)[営業所削除](#)25 様式第十三号 **必須** ファイルの選択 ファイルが選択されていません[取消](#)26 営業所名（フリガナ） **必須** コウチドボクホンテン

営業所名 高知土木本店

27 営業所代表者名（フリガナ） **必須** ケンチョウ

ジロウ

営業所代表者名 **必須** 県庁

次郎

28 代表者役職名

取締役

29 営業所所在地 高知市丸ノ内1-2-20

30 郵便番号 780-8570

31 電話番号 088-823-9815

32 FAX番号 **必須** 999-999-999933 メールアドレス **必須** kochidoboku@kentyo_setubi.co.jp

34 営業所申請業種

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	過	園	井	具	水	消	清	解
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

24 委任状 **必須** ファイルの選択 ファイルが選択されていません[取消](#)[営業所変更](#)[営業所削除](#)25 様式第十三号 **必須** ファイルの選択 ファイルが選択されていません[取消](#)26 営業所名（フリガナ） **必須** コウチケンチクホンテン

営業所名 高知建築本店

1 営業所等への委任の有無

◎本社で入札・契約等する場合には基本的には「委任なし」となります。・ 委任しない場合 「委任なし」 **選択** → この項目は入力終了です。・ 委任する場合 「全委任」又は「一部委任」 **選択** 「2」へ。

2 1で「全委任」又は「一部委任」を選択した場合

・ 営業所名（フリガナ） **入力**

「営業所追加ボタン」から該当する営業所を選択し、フリガナを入力

・ 営業所代表者名 **入力**

受任者に該当する人物の氏名（フリガナ）を入力

・ 代表者役職名 **入力**

・ FAX番号 **入力**

受任される営業所のFAX番号を入力

・ メールアドレス **入力**

受任される営業所のメールアドレスを入力

・ 営業所申請業種 **入力**

営業所に委任する許可業種を入力

・ 委任状 **添付**

入札・契約等の権限を営業所に委任する旨の委任状（委任者・受任者双方の押印あり）

・ 様式第十三号 **添付**

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

年間委任状

- 1 次の者は入札参加資格申請時に年間委任状（様式任意）を1部提出して下さい。
 - (1) 高知県外に主たる営業所（本社又は本店）があり、代表者からその他の営業所（支社又は支店）の長に落札後の契約締結権限を委任する必要がある者
 - (2) 高知県内に主たる営業所（本社又は本店）がある国土交通大臣許可の建設業者で、代表者からその他の営業所（支社又は支店）の長に落札後の契約締結権限を委任する必要がある者(1)に該当する者については、この委任状の提出により、一般競争入札における入札参加資格確認通知又は指名競争入札における指名通知は、当該年間委任状の受任者あてに送付されるとともに、契約締結時の相手方も当該受任者となります。
- 2 紙入札等への参加のため、入札の権限をその他の営業所（支店又は支社）へ年間を通じて委任しようとするときは、1とは別に委任状を作成し、紙入札時に原本又は写しを提示して下さい（1で入札の権限を含めた委任状を提出した場合はその写しでも可）。

※ 年間委任状の取扱いについては、高知県土木部土木政策課契約担当（TEL：088-823-9813）にお問い合わせ下さい。建設業振興担当ではないのでご注意ください。

(3) 出資会社名簿入力画面

- ・ 関連会社の入力を行う画面です。

高知県入札参加資格共同電子申請システム 株式会社県庁設備 様

[ホーム](#) [新規・継続申請](#) [資格決定通知](#) [変更申請](#) [資料送付](#) [パスワード変更](#) ログアウト

入札参加資格審査申請（県内建設）

基本情報申請先出資会社地域点数従事職員特定工程住民税役員等申請する

出資会社名簿入力

35 出資会社名簿 必須 出資会社等なし 出資会社等あり 出資会社追加

番号 1 出資会社削除

36 許可番号 39 - 004649 37 商号又は名称 株式会社県庁土建

38 所在地 高知市丸ノ内1-7-52

39 代表者名 高知 大郎 40 代表者役職名 代表取締役

41 出資金額 必須 2,000,000 円

建設工事入札参加資格申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況

42 (1)会社法に規定する親会社 必須 なし あり 親会社追加

番号 1 親会社削除

43 許可番号 39 - 004649 44 商号又は名称 株式会社県庁土建

45 住所 高知市丸ノ内1-7-52

46 備考

47 (2)会社法に規定する子会社 必須 なし あり 子会社追加

番号 1 子会社削除

48 許可番号 39 - 043900 49 商号又は名称 県庁電気通信株式会社

50 住所 高知市丸ノ内1-7-52

51 備考

52 (3)役員の兼任 必須 なし あり 役員の兼任追加

番号 1 役員の兼任削除

53 兼任先の許可番号 39 - 004649 54 兼任先の商号又は名称 株式会社県庁土建

項番34：出資会社名簿

1 出資会社の有無

- ・出資を受けている建設事業者がある場合 「出資会社等あり」 「2」へ。
- ・出資を受けている建設事業者がない場合 「出資会社等なし」 → この項目は入力終了です。

2 1で「出資会社等あり」を選択した場合

- ・当該建設事業者の情報
「出資会社追加ボタン」から該当する会社を選択
- ・代表者役職名
該当する会社の代表者の役職名
- ・出資金額
該当する会社から出資を受けている金額

項番41、46：系列会社の状況

1 「親会社」又は「子会社」の有無

- ・親会社又は子会社がある場合 「あり」 「2」へ。
- ・親会社又は子会社がない場合 「なし」 → この項目は入力終了です。

2 1で「あり」を選択した場合

- ・当該建設事業者の情報
「親会社（子会社）追加ボタン」から該当する会社を選択

項番51：役員の兼任

1 役員の兼任の有無

- ・ 役員の兼任がある場合 「あり」 選択 「2」へ。
- ・ 役員の兼任がない場合 「なし」 選択 → この項目は入力終了です。

2 1で「あり」を選択した場合

- ・ 兼任先の建設事業者の情報 入力
「役員の兼任追加ボタン」から該当する会社を選択
- ・ 代表者氏名 入力
該当する会社の代表者の氏名
- ・ 兼任先における役職 選択
兼任先での役職名

(4) 地域点数等申請画面

地域点数等申請画面の詳細については、Web説明会にて説明します。

(5) 建設業に従事する職員入力画面

- ・ 自社で建設業に従事している職員情報を入力する画面です。

高知県入札参加資格共同電子申請システム 株式会社県庁設備 様

ホーム 新規・継続申請 資格決定通知 変更申請 資料送付 パスワード変更 ログアウト

入札参加資格審査申請 (県内建設)

基本情報 申請先 出資会社 地域点数 **従事職員** 特定工程 住民税 役員等 申請する

建設業に従事する職員入力

58 建設業に従事する職員一覧表 職員追加

	氏名	生年月日	有資格
<input type="checkbox"/> 編集 <input type="checkbox"/> 削除	高知 大助	昭和30年 4月 2日	113:1級土木施工管理技士、230:2級管工事施工管理技士
<input type="checkbox"/> 編集 <input type="checkbox"/> 削除	高知 次郎	昭和31年 5月 2日	002:法第7条第2号口該当 (10年の実務経験)
<input type="checkbox"/> 編集 <input type="checkbox"/> 削除	高知 三郎	昭和32年 6月 2日	113:1級土木施工管理技士
<input type="checkbox"/> 編集 <input type="checkbox"/> 削除	土佐 一男	昭和30年 4月 2日	127:1級電気工事施工管理技士
<input type="checkbox"/> 編集 <input type="checkbox"/> 削除	土佐 竜馬	昭和39年 8月 1日	157:とび・とび工 (1級)
<input type="checkbox"/> 編集 <input type="checkbox"/> 削除	土佐 花子	昭和10年 9月 8日	008:法第7条第2号口該当 (10年の実務経験) (事務管理用)

< 前へ戻る 一時保存 次へ進む >

Copyright © 2023 Kochi Prefecture. All Rights reserved.

(6) 特定希望工種入力画面

- ・ 塗装工事または管工事を申請し、路面標示工事（塗装工事）、空調工事・浄化槽設備工事・給排水衛生槽設備工事（管工事）への入札を希望する場合の入力画面です。

項番58：特定希望工種

1 特定希望工種申請意思の有無

- ・ 申請意思がある場合 「あり」 入力
- ・ 申請意思がない場合 「なし」 入力 → この項目は入力終了です。

2 1で「あり」を入力した場合

- ・ 審査基準日以前で直近の決算額のうち、特定工種に該当する金額（税抜） 入力
- ・ 申請する自治体 入力

(7) 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)画面

高知県入札参加資格共同電子申請システム 株式会社県庁設備 様

ホーム 新規・継続申請 資格決定通知 変更申請 資料送付 パスワード変更 ログアウト

入札参加資格審査申請（県内建設）

基本情報 申請先 出資会社 地域点数 従事職員 特定工種 **住民税** 役員等 申請する

個人住民税特別徴収実施申告(誓約)

60 個人住民税特別徴収について該当するものを選択してください。 **必須**

1 個人住民税の特別徴収を実施している場合
※ 高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等（給与所得を得る役員等も含みます。）がいる場合
現在、次の市町村において、個人住民税の特別徴収を実施しています。
高知県内に住所を有する上記の従業員等が、令和X X年1月1日現在において、最も多く居住する市町村名（同数の場合は、いずれか1市町村）及びその市町村に居住する従業員等数
市町村名 **必須** 高知市 従業員数 **必須** 0 人

2 新規事業者であるなどの理由で、個人住民税の特別徴収を実施していない場合

3-1 県内業者で、高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない場合

3-2 県外業者で、高知県内の市町村に住所を有する従業員がいない場合

上記のとおり、相違ありません。

< 前へ戻る 一時保存 次へ進む >

高知県入札参加資格共同電子申請システム 株式会社県庁設備 様

ホーム 新規・継続申請 資格決定通知 変更申請 資料送付 パスワード変更 ログアウト

入札参加資格審査申請（県内建設）

基本情報 申請先 出資会社 地域点数 従事職員 特定工種 **住民税** 暴排照会 申請する

個人住民税特別徴収実施申告(誓約)

60 個人住民税特別徴収について該当するものを選択してください。 **必須**

1 個人住民税の特別徴収を実施している場合
※ 高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等（給与所得を得る役員等も含みます。）がいる場合

2 新規事業者であるなどの理由で、個人住民税の特別徴収を実施していない場合
 高知県内の市町村から、今年度の特別徴収義務者として指定通知を受けていませんが、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

3-1 県内業者で、高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない場合

3-2 県外業者で、高知県内の市町村に住所を有する従業員がいない場合

上記のとおり、相違ありません。

< 前へ戻る 一時保存 次へ進む >



入札参加資格審査申請（県内建設）

- 基本情報
- 申請先
- 出資会社
- 地域点数
- 従事職員
- 特定工種
- 住民税**
- 暴排照会
- 申請する

個人住民税特別徴収実施申告(誓約)

60 個人住民税特別徴収について該当するものを選択してください。 **必須**

- 1 個人住民税の特別徴収を実施している場合
※ 高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等（給与所得を得る役員等も含みます。）がいる場合
- 2 新規事業者であるなどの理由で、個人住民税の特別徴収を実施していない場合
- 3-1 県内業者で、高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない場合
 - もし、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合は、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。
- 3-2 県外業者で、高知県内の市町村に住所を有する従業員がいない場合

上記のとおり、相違ありません。

前へ戻る

一時保存

次へ進む



入札参加資格審査申請（県内建設）

- 基本情報
- 申請先
- 出資会社
- 地域点数
- 従事職員
- 特定工種
- 住民税**
- 暴排照会
- 申請する

個人住民税特別徴収実施申告(誓約)

60 個人住民税特別徴収について該当するものを選択してください。 **必須**

- 1 個人住民税の特別徴収を実施している場合
※ 高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等（給与所得を得る役員等も含みます。）がいる場合
- 2 新規事業者であるなどの理由で、個人住民税の特別徴収を実施していない場合
- 3-1 県内業者で、高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない場合
- 3-2 県外業者で、高知県内の市町村に住所を有する従業員がいない場合
 - もし、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合は、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

上記のとおり、相違ありません。

前へ戻る

一時保存

次へ進む

項番60：個人住民税特別徴収実施申告(誓約)

県では、入札参加資格審査時に、個人住民税特別徴収の実施を確認しています。

1 個人住民税の特別徴収の有無

・特別徴収をしている場合 「1」を選択

→該当する従業員が最も多く居住する市町村

→該当する従業員数

※令和5年度建設工事入札参加資格を申請し、令和6、7年度も継続して申請をする事業所で、個人住民税の特別徴収を実施すべき対象者がいるながら、実施していない場合は、令和6、7年度の資格審査の申請はできませんので、ご注意ください。

・特別徴収をしていない場合 「2」へ。

2 個人住民税の特別徴収を実施していない場合

・新規事業所であるなどの理由で、審査基準日現在、高知県内の市町村から、地方税法第321条の4の規定による特別徴収義務者の指定通知を受けていない場合は、「2」のチェック欄にチェックを入れて誓約してください。

・県内の業者で、高知県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない場合は、「3-1」のチェック欄にチェックを入れて誓約してください。

・県外の業者で、高知県内の市町村に住所を有する従業員がいない場合は、「3-2」のチェック欄にチェックを入れて誓約してください。

1 従業員等の個人住民税の特別徴収とは

給与支払者（雇い主）が、給与所得者（従業員等）に給与を支払う場合には、所得税法の規定により、その給与から所得税を源泉徴収（天引き）して、国に納めなければなりません。

個人住民税の特別徴収とは、雇い主が、従業員等に代わって、その従業員等が納めるべき個人住民税（市町村民税と県民税）を、所得税と同じように、給与から天引きして、市町村に納める制度です。（この場合の雇い主を個人住民税の「特別徴収義務者」といいます。）

所得税法第 183 条の規定によって、所得税を源泉徴収する義務がある雇い主（源泉徴収義務者）は、地方税法第 321 条の 4 及び従業員の住所地の市町村の条例の規定により、原則として、個人住民税の特別徴収義務者となります。

ここで、「従業員等」とは、一般の従業員だけでなく、事業所から所得税法上「給与所得」とみなされる役員報酬を得る役員や、青色事業専従者も含まれます。

ただし、申請者（雇い主）において特別徴収義務のあるのは、昨年中（令和 4 年 1 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日）に給与所得のあった従業員等であって、かつ、令和 5 年 4 月 1 日現在、申請者から給与の支払を受ける者に限られます。

申請者（雇い主）が、特別徴収義務者に該当するかどうか、また、その手続などについて不明な場合は、従業員等の住所地（令和 5 年 1 月 1 日現在）の市町村役場住民税担当課へお問い合わせください。

2 個人住民税特別徴収の実施方法

所得税の源泉徴収義務者から、1 月 31 日までに市町村に提出された前年分の給与支払報告書に基づいて、従業員等ごとの特別徴収すべき住民税の税額を市町村が計算し、原則として 5 月 31 日までに、特別徴収義務者に通知します。（地方税法第 321 条の 4）

特別徴収義務者は、その通知に基づいて、各従業員等の毎月（6 月～翌年 5 月）の給料から、特別徴収税額を天引きして、翌月 10 日までに市町村へ納めていただくことになります。（地方税法第 321 条の 5）

3 申告（誓約）の作成等について

(1) この申告（誓約）は、申請者が、高知県内の市町村における上記の特別徴収義務を実施しているかどうかを確認させていただくためのものです。

1 による申告又は 2、3-1、3-2 のいずれかによる誓約を行わない場合は、資格審査の申請は出来ません。

(2) この申告（誓約）は、審査基準日現在で作成し、該当の項目を選択してください。

(3) 新規事業者である等の理由により、審査基準日現在、高知県内の市町村から、地方税法第 321 条の 4 の規定による特別徴収義務者の指定通知を受けていない場合は、**2**により誓約してください。

(4) 県内業者で、高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等が全くいない場合は、**3-1**により誓約してください。

(5) 県外業者で、高知県内の市町村に住所を有する従業員等が全くいない場合は、**3-2**により誓約してください。

(6) 令和 5 年度入札参加資格審査において誓約したにもかかわらず、対象者がありながら個人住民税の特別徴収

を実施していない場合は、誓約書は受け付けられないので注意してください。

(7) この申告（誓約）は、高知県税務課を経由して高知県内の市町村へ提供されることがあります。

問い合わせ先

◇ 住民税特別徴収制度について

高知県税務課(徴収担当)(088)823-9307

高知県市町村振興課(税政担当)(088)823-9316

従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課

◇ 住民税特別徴収の具体的な手続きについて

従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課

◇ 建設工事関係の入札参加資格審査について

高知県土木政策課(建設業振興担当)(088)823-9815

個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書に記入する「従業員等数」について (参考)

様式の1の枠内に記入していただく「従業員等数」としてカウントする「従業員等」は、地方税法第321条の3第1項の規定により、市町村民税を特別徴収される対象者(給与所得者)をいいます。

地方税法第321条の3第1項に規定される「当該年度の初日(本年度の場合、令和5年4月1日)において給与の支払を受けている」とは、給料日が4月1日であるということではなく、同日現在、給与の支払対象者として在籍している給与所得者という意味です。

また、前年はB社で給与を得ていて、今年度の4月1日には、転職してA社で給与を得ている者は、A社において特別徴収されることとなりますので、A社において、給与所得者数に数えます。

ただし、特別徴収は、原則として、年税額を年12回に分けて、毎月の給与から天引きしますので、給与の支給期間が1月を超える者(月給ではなく、給与の支払が2箇月単位とか、半年単位、あるいは不定期な場合など)は、対象になりません。

この特別徴収すべき対象者を、1月1日(市町村民税の賦課期日)現在の住所地で分類し、最も多く居住する市町村名と、人数を記入していただくこととなります。

以下の例を参考にして下さい。

	R4年中の 給与所得	R5.1.1の 住所地	R5.4.1の 給与所得	R5年度における特別徴収の仕方
ア	A社から	高知市	A社から	A社が特別徴収→高知市へ
イ	A社から	南国市	A社から	A社が特別徴収→南国市へ
ウ	B社から	高知市	A社から	A社が特別徴収→高知市へ
エ	A社から	徳島市	C社から	C社が特別徴収→徳島市へ
オ	無職	高知市	A社から	前年に給与所得がないので、特別徴収しない
カ	A社から	南国市	無職	年度初日に給与がないので、特別徴収しない

上表(従業員等がア～カの6人)の状況で、A社が、入札参加資格審査申請をする場合、A社が令和5年度において特別徴収すべき給与所得者は、ア、イ、ウの3人で、そのうち、高知市が2人(ア、ウ)、南国市が1人(イ)なので、記入欄には、以下のとおり記入します。

市町村名	高知市	従業員等数	2人
------	-----	-------	----

なお、個別の事案や特別徴収に関する手続については、市町村役場の住民税担当課へお問い合わせ下さい。

(8) 暴力団排除照会対象の役員等名簿

高知県入札参加資格共同電子申請システム 株式会社県庁設備 様

[ホーム](#) [新規・継続申請](#) [資格決定通知](#) [変更申請](#) [資料送付](#) [パスワード変更](#) ログアウト

[基本情報](#) [申請先](#) [出資会社](#) [地域点数](#) [従事職員](#) [特定工種](#) [住民税](#) **暴力団排除照会** [申請する](#)

暴力団排除照会対象者の入力

61 照会対象の役員等名簿 役員等追加

	氏名	生年月日	性別	役職等	備考
編集 削除	高知 大助	昭和30年 4月 2日	男	代表取締役社長	
編集 削除	高知 次郎	昭和31年 5月 2日	男	取締役副社長	
編集 削除	高知 三郎	昭和32年 6月 2日		執行役員	高知市本町1-1
編集 削除	土佐 一男	昭和30年 4月 2日	男	執行役員	
編集 削除	土佐 竜馬	昭和39年 8月 1日	男	執行役員	
編集 削除	土佐 花子	昭和10年 9月 8日	女	執行役員	

※「暴力団排除照会対象者」の定義
法人である場合においては、役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者）、個人である場合においては、その者。併せて、該当する場合には、支配人及び支店又は建設業法施行令第1条に規定する営業所の代表者（支配人である者を除く。）。

[前へ戻る](#) [一時保存](#) [次へ進む](#)

高知県入札参加資格共有 株式会社県庁設備 様

基本情報

暴力団排除照会対象者

61 照会対象の役員等名簿

役員等入力

氏名 (フリガナ) 必須 ヤマウチ イチロウ

氏名 必須 山内 一郎

生年月日 必須 昭和 40 年 9 月 2 日 性別

役職等 候補を選択、又は入力

備考

閉じる 登録

編集	削除	高知 次郎	昭和31年 5月 2日	男	取締役副社長	
編集	削除	高知 三郎	昭和32年 6月 2日		執行役員	高知市本町1-1
編集	削除	土佐 一男	昭和30年 4月 2日	男	執行役員	
編集	削除	土佐 竜馬	昭和39年 8月 1日	男	執行役員	
編集	削除	土佐 花子	昭和10年 9月 8日	女	執行役員	

備考

※「暴力団排除照会対象者」の定義
 法人である場合においては、役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者）、個人である場合においては、その者。併せて、該当する場合には、支配人及び支店又は建設業法施行令第1条に規定する営業所の代表者（支配人である者を除く。）。

前へ戻る 一時保存 次へ進む

項番61：暴力団排除照会対象の役員等名簿

・審査基準日時点の暴排照会対象者（法人である場合においては、役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者）、個人である場合においては、その者。併せて、該当する場合には、支配人及び支店又は建設業法施行令第1条に規定する営業所の代表者（支配人である者を除く。）の「氏名」「生年月日」「性別（任意）」「役職等（任意）」 **入力**

第6 資格の決定及び通知について

資格決定通知書は、3月末頃に高知県入札参加資格共同電子申請システムからダウンロードできます。

(資格決定通知書の例：イメージ)

5高土政第 号
令和6年 月 日

〒780-0000
高知市
丸の内 1-2-20
株式会社〇〇建設
代表取締役 〇〇 △△ 様

高知県知事 〇〇 △△△
(公印省略)

資格決定通知書

令和6、7年度高知県建設工事競争入札参加資格について、審査の結果、下記の資格があるものと決定しました。

許可 00-009999 号

記

	等級	総合点数	経審点数	特例加算	工事成績	優良工事	・	・	・	・	・	・
建設工事の種類							・	・	・	・	・	・
土木一式工事												
建築一式工事												

第7 資格の取消について

次に該当した場合は資格を取り消します。

- 1 建設業の許可を取り消された場合
- 2 申請書類の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をした場合
- 3 要綱第3条第7項第5号から第9号までのいずれかに該当することとなった場合（破産、許可の廃業、銀行当座取引停止等）
- 4 入札参加資格を辞退したとき。
- 5 建設業の許可の更新を受けずに当該許可の有効期間が満了したとき。

第8 入札参加資格審査申請後の変更届

・建設業許可に関する変更があったとき

- 1) 様式22-2号を土木政策課または管轄の土木事務所に提出（2部提出）
- 2) 建設業許可電子申請システムから変更届を提出

・入札参加資格申請書記載事項に関する変更があったとき

→ 高知県入札参加資格共同電子システム「変更があったとき」から変更事項を入力し、変更申請を行ってください（令和6年度以降）

※ 令和5年度中は、高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を提出してください。

様式の種類	建設業許可に関する変更の例	入札参加資格審査申請書記載事項に関する変更の例
項 目	<ol style="list-style-type: none">① 商号又は名称② 所在地③ 代表者④ 郵便番号⑤ 電話番号	<ol style="list-style-type: none">⑥ FAX番号⑦ 消費税の課税・免税⑧ 年間委任に関する事項⑨ メールアドレス⑩ 会社法上の親会社・子会社の関係⑪ 役員の兼任⑫ 許可換え⑬ その他

第9 資格の承継及び再審査について

資格の承継（引継）

次に該当することとなった場合（認可申請を除く。）は、営業の同一性が認められるときに個人の資格（ランク）を引き継ぐことができます。

また、承継の申請をしない場合は、当該資格は取り消されます。

- ① 資格者である個人が法人組織に変更し、法人として許可を受けた場合
- ② 有資格者である個人から営業の譲渡（相続の場合を含む。）を受けた無資格の個人が、建設業の許可を受けた場合

資格者である法人が個人組織に変更した場合は、個人として許可を受けても、資格の承継は認めませんので、ご注意下さい。

1 営業の同一性の基準

(1) 人的同一性

- ① 個人が法人組織に変更した場合
 - ・ 被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること。
 - ・ 被承継人が代表権を有する常勤の役員で、経營業務管理責任者であること。
- ② 個人から個人への承継の場合
 - ・ 承継人は、配偶者又は2親等以内の親族で、事業が他の者に分割されていないこと。
 - ・ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有し、原則として経營業務管理責任者であること。
- ③ 技術職員が、原則として引き継がれていること。

(2) 物的同一性

- ① 被承継人の事業年度と承継人（承継法人）の事業年度が連続すること。（個人から個人への承継で、やむを得ない事情により連続していない場合を除く。）
- ② 債権、債務が引き継がれていること。
- ③ 機械装置、車両運搬具、工具、器具が原則として引き継がれていること。
- ④ 自己資本に大きな変動がないこと。（土地、家屋、現金、その他営業に無関係な個人資産を除き、原則として全ての資産を引き継ぐこと。）

(3) その他

- ① 被承継人が建設業を廃業すること。
- ② 所在地が、原則として同一であること。
- ③ ・ 法人の場合
被承継人（個人）の債権、債務の引継が、総会において議決されていること。
（総会における議決は、引き継ぐべき資産、負債の内容を明記した明細書を持って、具体的に議決を行うこと。）
- ・ 個人の場合
他の相続権者が建設業についての相続を放棄していること。

2 申請の方法

申請は、建設業の新規許可申請及び被承継人の廃業届を同時に提出すること。

(1) 提出書類

- ① 被承継人（個人）の事業打ち切りの決算書
- ② 営業譲渡契約書の写し
- ③ 引継の明細書
- ④ 引継関係確認書類
 - ・ 法人の場合 総会議事録 営業譲渡後の貸借対照表
 - ・ 個人の場合 他の相続権者の同意書（相続の場合）、戸籍謄本及び相続関係図、住民票

⑤その他

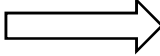
(2)提出先 高知県土木部土木政策課建設業振興担当

※法人組織に変更した場合は、設立日を審査基準日とする経営事項審査を可能な限り早く受けること

3 事業承継及び相続に係る認可の場合について

高知県の入札参加資格を有している者が、事業承継又は相続の認可を受け承継の事実が発生すると、承継事実発生後に使用することを選択した許可番号で有している入札参加資格のみ承継されます。

(例) 建設業者Aの地位を建設業者Bが承継し、建設業者Aの許可番号を使用する場合

商号	株式会社A	株式会社B		株式会社B
許可番号	第1234号	第5678号		第1234号
入札参加資格	(建)	(土)	承継事実発生	(建)

上記以外の承継方法を希望する場合は、資格の再審査を受ける必要があります。

資格の再審査（組織変更等）

次に該当することとなった場合は、随時資格審査を受けることができます（任意申請）。実際の審査は（2）の書類をととのえていただいてからになりますが、**審査を受ける予定があれば、別に定める様式（合併等に関する届出書）により、速やかにその旨を届出てください。**

①合併

②分割または他の法人の分割による事業の全部若しくは一部の承継

③事業の一部の譲渡または他の有資格者からの事業の全部若しくは一部の譲受

（分割会社・譲渡会社が引き続き資格の一部を有する場合は、分割会社・譲渡会社も同時に資格審査申請が必要）

④協業組合の設立 **※審査手続等については予めご相談下さい**

(1)審査基準日

合併、事業譲渡、会社分割等の翌日

(2)提出書類

①高知県建設工事競争入札参加資格再審査申請書類一式

②経営事項審査申請書類一式

③合併、事業譲渡、会社分割等の契約書の写し

④合併等に係る総会議事録の写し

⑤合併、会社分割等後の登記簿謄本

⑥その他 参考となる書類

(3)審査方法

対面審査

その他の再審査

次に該当することとなった場合は、直ちに土木政策課建設業振興担当へ報告することとなっておりますので、任意の様式により届出を行って下さい。**再審査を受ける予定であれば、別に定める様式（合併等に関する届出書）により、届出をお願いします。**実際の審査は、（2）の書類をととのえていただいてからになります。

（再審査を受けなければ、当分の間、指名等を差し控えることとなります。）

①会社更生法の手続開始の申立てを行った者

②特定調停の手続開始の申立てを行った者

③民事再生法の手続開始の申立てを行った者

(1) 審査基準日

受審日によって異なりますので事前にご連絡下さい。

(2) 提出書類

- ① 高知県建設工事競争入札参加資格再審査申請書類一式
- ② 経営事項審査申請書類一式
- ③ 手続開始の決定書の写し
- ④ 貸借対照表及び損益計算書
- ⑤ その他 参考となる書類

(3) 審査方法

面接審査

希望区域登録の申請について

高知県内に複数の営業所を有する者で、主たる営業所以外の営業所（支店等）が所在する土木事務所所管区域において、令和6年度建設工事競争入札の入札参加を希望する者の登録の受付を行います。

令和5年12月中旬からお知らせを行い、受付期間は、令和6年1月上旬から下旬までとします。

（詳細のHPへの掲載は、令和5年12月中旬の予定）

高知県土木部土木政策課 契約担当

令和6年度に高知県が競争入札により発注する次の対象工事の入札参加資格に関して、主たる営業所所在地の土木事務所所管区域以外での入札参加を希望する土木事務所所管区域（以下「希望区域」という。）の登録を希望する者の申請の受付を行います。

申請についてのお知らせは令和5年12月中旬（予定）、受付期間は、令和6年1月上旬から下旬までとします。

登録希望者は次の点に注意して、土木政策課契約担当まで申請書を提出（持参又は郵送、締切日必着のこと。）してください。

1 登録対象者

令和6年度に実施される建設工事競争入札において、希望区域での入札参加を希望する者のうち、次の要件を満たしている者

(1) 令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格申請をした者

(2) **希望区域に建設業法第3条の許可を受けた営業所がある者で、令和6年4月1日時点で当該営業所が建設業法第3条の許可を受けてから1年以上経過している者**

注 この希望区域登録を受けた者は、登録にあたって指定した営業所が所在する所管区域以外の区域を所管する土木事務所長が特に必要があると認めて選定する場合以外は、当該営業所が所在する所管区域以外の入札には参加できません（A等級格付者は、当該所管区域内の建設業者を入札参加者とする入札参加資格要件を設けない一般競争入札においては、すべての土木事務所の入札に参加できます。）。

入札参加資格において主たる営業所の所在地を要件とするときは、希望区域登録で指定した営業所の所在地により判断します。

2 対象建設工事

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、競争入札により発注する建設工事（ただし、舗装工事、港湾・漁港での船舶を使用する工事等の特殊の技術を要する工事を除く。）

3 入札参加希望区域の登録方法

「令和6年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請書」をホームページからダウンロードのうえ、必要事項を記載のうえ提出してください。

(1) 申請書の提出部数

1部

(2) 問い合わせ及び提出先

高知県土木部土木政策課契約担当

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2-20

Tel 088-823-9813

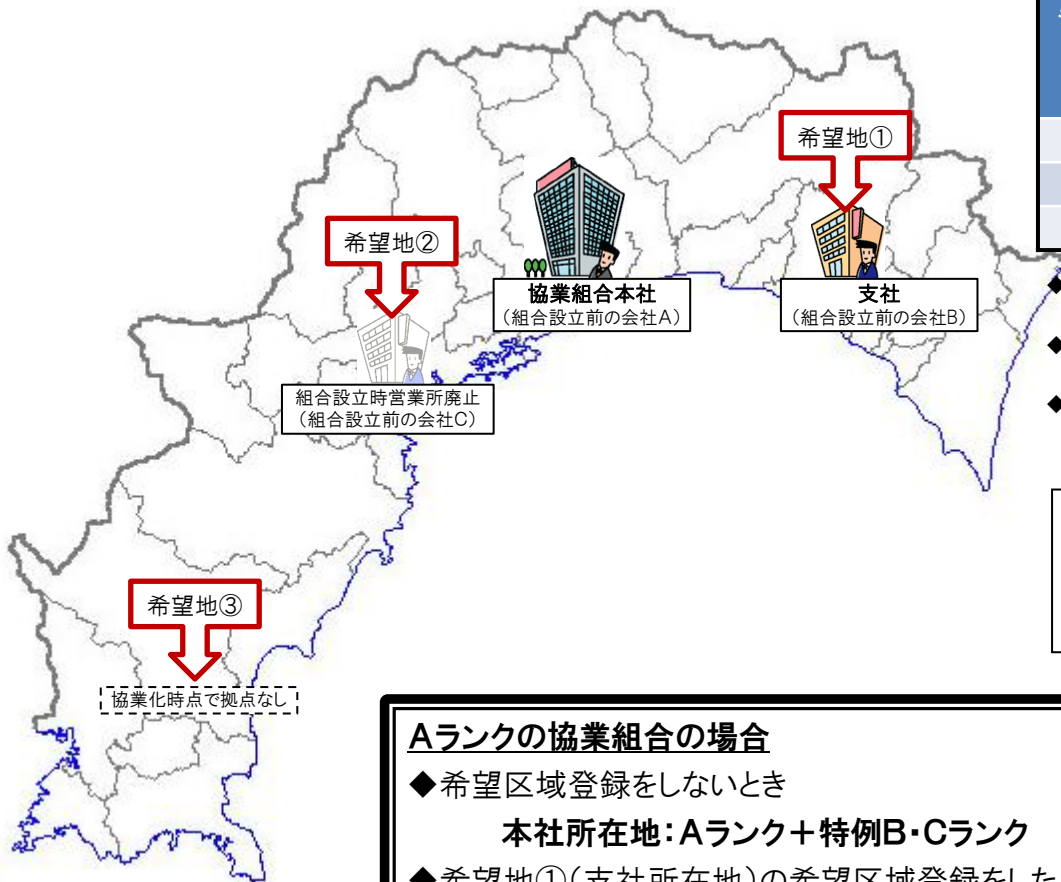
(3) 申請書様式掲載場所

高知県庁土木政策課ホームページ内 (<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/>)

(4) その他

年度途中での申請は認めません。ただし、年度途中で主たる営業所（本店）が移転となり希望区域登録を新たに行いたいという場合は、個別にご相談ください。

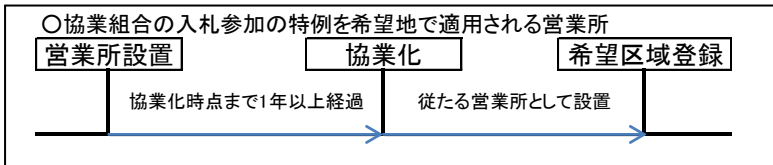
協業組合における希望区域登録の取扱いについて(概念図)



◆Aランク業者の場合の入札参加ランク適用

ランク	通常	協業組合 設立後 5年間 (希望区域 登録なし)	希望区域登録 希望地① (拠点あり)		希望区域登録 希望地②・③ (拠点なし)	
			本社	希望区域	本社	希望区域
A	○	○	○	△	○	△
B	—	○特例	○特例	×	×	○特例
C	—	○特例	○特例	×	×	○特例

- ◆Aランクでは、原則として地域を限定しないため、希望区域登録に関わらず本社(主たる営業所)所在地を所管する土木事務所発注工事でも入札参加できる(△表示)。
- ◆希望地での特例措置による入札参加については、希望地に所在する営業所が組合設立の1年以上前から設置され、協業化以後も継続して設置していることを要件とする。
- ◆前段の要件を満たさない場合の特例措置による入札参加については、協業組合の主たる営業所が所在する土木事務所の所管区域でのみ認める。



Aランクの協業組合の場合

- ◆希望区域登録をしないとき
本社所在地: Aランク+特例B・Cランク
- ◆希望地①(支社所在地)の希望区域登録をしたとき
本社所在地: (Aランク・地域指定なし)
支社所在地: Aランク+特例B・Cランク
- ◆組合設立後、新たに設置した営業所所在地(希望地②または③)の希望区域登録をしたとき
本社所在地: (Aランク地域指定なし) + 特例B・Cランク
希望地②または③: Aランク
(※拠点を有しない区域では特例を認めない)

◎希望区域登録をした場合、本社では、本社の所在地域を主たる営業所とする要件の案件では入札に参加できない。

令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録の申請について

令和5年度に高知県が競争入札により発注する下記2の対象工事の入札参加資格に関して、主たる営業所所在地の土木事務所所管区域以外での入札参加を希望する方の土木事務所所管区域（以下「希望区域」という。）の登録の申請受付を行います。

登録を希望される方は、下記により申請書を提出してください。

記

1 登録対象者

令和5年度に実施される建設工事競争入札において、希望区域での入札参加を希望する者のうち、次の要件を満たしている者

- (1) 令和5年度高知県建設工事競争入札参加申請をした者
- (2) 希望区域に建設業法第3条の許可を受けた営業所がある者で、令和5年4月1日時点で当該営業所が建設業法第3条の許可を受けてから1年以上経過している者

(注) 希望区域登録を受けた者は、登録にあたって指定した営業所が所在する所管区域以外の区域を所管する土木事務所長が特に必要があると認めて選定する場合以外は、当該営業所が所在する所管区域以外の入札には参加できません。(A等級格付者は、当該所管区域内の建設業者を入札参加者とする入札参加資格要件を設けない一般競争入札においては、全ての土木事務所の入札に参加できます。)

入札参加資格において主たる営業所の所在地を要件とするときは、希望区域登録で指定した営業所の所在地により判断します。

2 対象工事

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、競争入札により発注する建設工事（ただし、舗装工事及び港湾・漁港での船舶を使用する工事等の特殊な技術を要する工事を除く。）

3 入札参加希望区域の登録方法

土木政策課ホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/>) から、「令和5年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、下記(2)の提出先まで持参又は郵送にて提出してください。

- (1) 提出部数 1部（押印不要）
- (2) 提出先 〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2-20
高知県土木部土木政策課契約担当（TEL：088-823-9813）
- (3) 受付期間 令和5年1月4日（水）から同年1月31日（火）まで（最終日必着）
- (4) その他 年度途中での申請は受付できません。

ただし、年度途中に主たる営業所（本店）が移転となり、希望区域登録を新たに行いたいという場合は、個別にご相談ください。

高知県建設工事競争入札参加資格審査におけるコンプライアンス の取組に係る評価について

1 趣旨

多くの県内建設事業者が独占禁止法違反により公正取引委員会からの排除措置命令を受けるという今般の事態に対し、高知県談合防止対策検討委員会の最終報告では、事業者にコンプライアンス基本方針の策定を促し、策定できていない事業者は県の入札参加資格の格付けを下げるなど、コンプライアンスの徹底の意識づけを図る必要があるとされています。そのような中で、県内建設業界において、改めて法令遵守や企業倫理の高揚等に取り組む気運が高まってきていることを受け、県においても、「コンプライアンスの確立」を求めることを目的として、コンプライアンス基本方針を策定することを、入札参加資格の上位ランクに格付けられるための要件とします。

このことにより、県内建設業界において主導的な役割を果たす上位ランク事業者を中心に多くの事業者が取り組み、本県建設業界に対する県民の信頼回復につながることを期待しています。

2 概要

平成 26 年度資格審査から、コンプライアンス基本方針を策定することを上位ランクに格付けられるための要件とし、策定していない場合にはライン以上の総合点数であっても 2 ランク又は最下位ランクへ引き下げます。最下位ランクの場合はそのままとします。(全 29 業種が対象)

3 施行期日

平成 26 年度入札参加資格の格付けから適用

4 コンプライアンス基本方針に盛り込むべき内容

(1) 項目

- ①経営トップによる基本方針の表明
- ②企業行動指針（倫理方針）
- ③社内組織の設置
- ④相談窓口の設置
- ⑤内部通報窓口の設置
- ⑥役職員の具体的な行動基準
- ⑦違反者に対する措置

(2) 企業規模（従業員数）に応じて、内容が異なります。

- ・①②⑥⑦は全事業者（個人事業者含む）が必ず必要。
- ・④⑤は役員以外の従業員がいる事業者は必ず必要。
(④については代わりに高知県建設業協会の「コンプライアンスに関する相談窓口」を明示することでも可とします。)
(⑤については代わりに高知県建設業協会の「公益通報連絡窓口」を明示することでも可とします。)
- ・③は任意。ただし、従業員数が 10 人以上の事業者は、できる限り設置するようにして下さい。

※作成例を参照のうえ、作成して下さい。

コンプライアンス基本方針策定状況確認票

申請者	
許可番号	

該当する□にチェックを入れてください。

提出済み かつ その後、変更無し

→これで終了です。

基本方針を提出済みで、提出した基本方針に、その後も変更が無い場合

提出済み かつ その後、変更有り

基本方針を提出済みだが、提出した基本方針に、その後変更があった場合

提出していない場合

①チェック表に記載して下さい。
②基本方針(写)を添付して下さい。

チェック表

従業員数等のあてはまる企業規模をチェックし、その後、その下の欄に、コンプライアンス基本方針で策定している内容をチェックしてください。

	企業規模					
		役員以外の従業員がいる 従業員数が10人以上	役員以外の従業員がいる 従業員数は9人以下	役員以外の従業員はいない 個人事業者		
あてはまる企業規模に チェックを入れてください。	→	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
策定済みの内容に チェックを入れてください。	↙	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
①経営トップによる基本方針の表明	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>
②企業行動指針(倫理方針)	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>
③社内組織の設置	任意	<input type="checkbox"/>	任意	<input type="checkbox"/>	任意	<input type="checkbox"/>
④相談窓口の設置	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>	任意	<input type="checkbox"/>
⑤内部通報窓口の設置	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>	任意	<input type="checkbox"/>
⑥役職員の具体的な行動基準	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>
⑦違反者に対する措置	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>	必須	<input type="checkbox"/>

(注)役員以外の従業員がいて、従業員数が10人以上の事業者については、出来る限り③社内組織の設置をしてください。

令和5年度建設工事入札参加資格者について

土木政策課

1 県内建設業者ランク別事業者数（各年度当初）

区分	ランク	R4	R5	増減
土木一式	A	26	26	0
	B	266	273	7
	C	279	260	-19
	D	279	295	16
	計	850	854	4
建築一式	A	127	124	-3
	B	90	90	0
	C	62	70	8
	D	53	46	-7
	計	332	330	-2
大工	A	0	0	0
	B	33	35	2
	計	33	35	2
左官	A	0	1	1
	B	9	7	-2
	計	9	8	-1
とび・土 工・コン クリート	A	169	179	10
	B	588	582	-6
	計	757	761	4
石	A	1	1	0
	B	184	186	2
	計	185	187	2
屋根	A	0	0	0
	B	35	36	1
	計	35	36	1
電気	A	80	78	-2
	B	97	104	7
	計	177	182	5
管	A	84	87	3
	B	285	283	-2
	計	369	370	1
タイル・ レンガ・ ブロック	A	1	1	0
	B	23	22	-1
	計	24	23	-1
鋼構造物	A	20	21	1
	B	308	314	6
	計	328	335	7
鉄筋	A	1	1	0
	B	6	6	0
	計	7	7	0
舗装	A	64	64	0
	B	479	482	3
	計	543	546	3
しゅんせ つ	A	14	15	1
	B	307	315	8
	計	321	330	9

区分	ランク	R4	R5	増減
板金	A	0	0	0
	B	7	7	0
	計	7	7	0
ガラス	A	0	0	0
	B	4	4	0
	計	4	4	0
塗装	A	24	25	1
	B	175	188	13
	計	199	213	14
防水	A	14	15	1
	B	55	58	3
	計	69	73	4
内装仕上	A	4	3	-1
	B	45	44	-1
	計	49	47	-2
機械器具 設置	A	19	19	0
	B	57	62	5
	計	76	81	5
熱絶縁	A	0	0	0
	B	5	4	-1
	計	5	4	-1
電気通信	A	15	17	2
	B	49	50	1
	計	64	67	3
造園	A	14	13	-1
	B	146	145	-1
	計	160	158	-2
さく井	A	1	2	1
	B	19	18	-1
	計	20	20	0
建具	A	1	1	0
	B	9	9	0
	計	10	10	0
水道施設	A	75	86	11
	B	493	488	-5
	計	568	574	6
消防施設	A	3	4	1
	B	56	57	1
	計	59	61	2
清掃施設	A	0	0	0
	B	2	2	0
	計	2	2	0
解体	A	61	65	4
	B	442	443	1
	計	503	508	5

区分	R4	R5	増減
延べ業者数	5,765	5,833	68
実業者数	1,300	1,296	-4

2 格付基準（平成21年度から変更なし）

	A	B	C	D
土木一式	1200点以上	1199～880点	879～660点	659点以下
建築一式	760点以上	759～660点	659～570点	569点以下
その他	790点以上	789点以下	—	—

3 土木一式工事における入札参加資格者数の推移（各年度当初）

区分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
A	14	24	24	24	25	25	24	24	26	26
B	247	251	256	253	246	266	265	272	266	273
C	287	284	279	273	294	270	274	276	279	260
D	368	341	327	322	315	299	292	289	279	295
計	916	900	886	872	880	860	855	861	850	854